

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（ＳＰＣ、ＳＰＴ）関係）新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>9 A－2 届出等に関する定期報告等</p> <p>(新設)</p>	<p>9 A－2 届出等に関する定期報告等</p> <p><u>9 A－2－3 電子申請可能な届出等を提出するに当たっての留意点</u>  <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」</u>  <u>という。）を利用して届出等の提出が可能な手続については、原則として、e-Gov</u>  <u>を利用して法令に定める提出期限までに提出を求ることとする。</u>  <u>ただし、特定目的会社の事業報告書については、当面の間、内閣府の所管する</u>  <u>金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規</u>  <u>則（平成十五年内閣府令第十三号）第4条第2項ただし書に規定する措置として</u>  <u>以下を講じている場合には、同項ただし書の規定により、電子メールを用いて受</u>  <u>け付けることも可とする。</u></p> <p>(1) <u>本店の所在地の管轄区域内の管轄財務局長等（事業報告書の受理に係る権限</u>  <u>が管轄財務局長より内部委任されている財務事務所長又は小樽出張所長若し</u>  <u>くは北見出張所長を含む。）が、事前に、事業報告書の提出に係る特定目的会</u>  <u>社の電子メールアドレスについて把握していること。</u></p> <p>(2) <u>当該管轄財務局長等から、当該特定目的会社に対し、上記①の電子メールア</u>  <u>ドレスからの事業報告書の提出を受ける旨、電子メールを用いて連絡が行われ</u>  <u>ていること。</u></p> <p>(3) <u>当該特定目的会社が、上記②の連絡を受けた後、当該管轄財務局長等に対し</u>  <u>て、上記①の電子メールアドレスから事業報告書を送信すること。</u></p>